

市内共同生活援助事業者 各位

令和 8 年度障害者共同生活援助事業運営費補助金の申請について【**精神**グループホーム】

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について次のとおりといたしますので、宜しく願いいたします。

なお、当該補助金は年度間にかかる経費を概算し交付するものですので、年度終了後に実績報告を御提出いただき、精算を行う必要がございます。

1 提出書類

- ① 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付申請書(第 1 号様式)
- ② 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金算出内訳(別紙 2)
- ③ 共同生活援助事業所における入居者の状況(別紙 3)
- ④ 算定基礎表(別紙 4)

※郵送で提出する場合、④についてはメールまたは電子申請にて電子データも別途御提出ください。

- ⑤ 共同生活援助事業計画書(事業所の年間事業計画、任意書式)
- ⑥ 法人収支予算書(案、見込書等は不可)
- ⑦ 共同生活援助事業所収支予算書(案、見込書等は不可)
- ⑧ 物件の賃貸借契約書(全物件分)
- ⑨ 重要事項説明書等の物件家賃額が分かる書類(⑧に記載がある場合は省略可)
- ⑩ 法人と利用者間の利用契約書(全入居者分)
- ⑪ 重要事項説明書等の利用者家賃額が分かる書類(⑩に記載がある場合は省略可)
- ⑫ 火災保険・賠償責任保険料の領収証(今年度分が未払いであれば前年度分)
- ⑬ 運営規程の写し(最新のもの)
- ⑭ 請求書・支払金口座振替依頼書

※口座振替払登録済みの法人は不要です。別途、振込口座等を印字した「請求書・支払金口座振替依頼書」をお送りします。未登録の法人は御提出いただくとともに、支払手続きを滞りなく行うため、「4 その他(2)」を御参照の上、口座振替払登録届を御申請ください。

2 提出期限

令和 8 年 8 月 31 日(月)【必着】

※本市で既にグループホームを運営している事業者様の締切りです。今年度初めて本市でグループホームを運営される事業者様は、指定後に御提出ください。

3 提出先

申請書類は次のいずれかの方法にて受け付けます。ただし、添付資料が多いことから郵送による提出を御検討ください。

(1) 郵送の場合

【送付先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 計画推進担当 宛

【留意事項等】

- ・鑑文・付箋等で担当者・連絡先(電話・FAX・メール等連絡が取れるもの)をお知らせください。
- ・各書類はA4で御提出ください。※ホチキス止めはしないでください。
- ・御提出いただいた資料は返却いたしませんので、利用契約書・重要事項説明書は写しを御提出ください。

(2) 電子申請の場合

オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)にて御申請ください。なお、電子申請の場合も、一部紙によるやり取りが発生しますので御了承ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/61fcce5c-6850-4ef0-8a96-7d996cdff0e2/start>

→「手続き一覧(事業者向け)」→「福祉・医療・保健・衛生」→「障害」→「川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金申請受付」

※初回利用の場合は「新規登録」より利用者登録をお願いいたします。

4 その他

- (1) 令和7年度当該補助金の精算における次の書類について、未提出または(案)の書類を提出している法人は、速やかに確定した書類を御提出ください。

【提出書類】

「事業実績報告書」、「法人決算書(抄本)」、「事業所収支決算書(抄本)」

- (2) 口座振替未登録の法人は、本市会計室出納課に「口座振替払登録届」を御申請ください。

【申請案内URL】<https://www.city.kawasaki.jp/760/page/0000038254.html>

川崎市健康福祉局障害計画課計画推進担当

T E L : 044-200-2654

F A X : 044-200-3932

メール : 40syokei@city.kawasaki.jp